

各務原市私立保育所等における I C T 化推進事業費補助金交付要綱

(令和 4 年 4 月 1 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、私立保育所等（次条に規定する施設又は事業所をいう。以下同じ。）における情報通信技術の活用を推進し、もって当該私立保育所等に勤務する職員（以下「保育士等」という。）の業務負担を軽減することを目的として、市が予算の範囲内で各務原市私立保育所等における I C T 化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和 3 8 年規則第 3 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる市内の施設又は事業所のいずれかを運営する者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 4 項の規定により設置する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号。第 8 条において「認定こども園法」という。）第 1 7 条第 1 項の規定により設置する幼保連携型認定こども園
- (3) 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 9 条第 3 項第 1 号に規定する特定地域型保育事業所

(補助事業)

第 3 条 補助事業は、次の各号に掲げる機能（以下「補助対象機能」という。）のいずれかを有するソフトウェア（以下「保育業務支援システム」という。）を導入していない私立保育所等において、保育業務支援システムを新たに導入し、その利用環境を整備する事業とする。

- (1) 保育に関する計画及び記録に関する機能（以下「機能 A」という。）
- (2) 園児の登園及び降園の管理に関する機能（以下「機能 B」という。）
- (3) 保護者との連絡に関する機能（以下「機能 C」という。）
- (4) キャッシュレス決済に関する機能（以下「機能 D」という。）

2 保育業務支援システムには、補助対象機能のほか、保育料の請求に関する機能、保育士等の勤務予定の作成に関する機能その他保育士等の業務負担の軽減に資する

機能を付加することができる。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条第1項において「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費（補助対象機能に係る経費に限る。）のうち、工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認めるものとする。ただし、保育業務支援システムの使用料、通信端末機器等の賃借料等については、補助金の交付の決定があった日の属する年度（第9条第1項において「補助対象年度」という。）において発生するものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、その経費について同種の補助を受ける場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表に掲げる補助事業の区分に応じ同表に定める補助基準額、補助対象経費の実支出額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のうち最も少ない額に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、一の私立保育所等につき1回限りとする。

（交付申請に係る添付書類）

第6条 規則第4条第1項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）各務原市私立保育所等におけるICT化推進事業計画書（別記様式）
- （2）保育業務支援システムに搭載する機能の詳細を確認することができる書類
- （3）保育業務支援システムの導入及びその利用環境の整備に要する費用の見積書及び内訳書
- （4）保育士等の業務負担を軽減するための計画を示す書類
- （5）保育業務支援システムを販売する事業者からの支援体制等が記載された書類
- （6）その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第7条 補助金の交付の決定には、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件が付されるものとする。

- （1）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。第 7 号において「適化法施行令」という。) 第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (3) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が零円の場合を含む。）には、遅くとも補助事業の完了した日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに市長に報告しなければならないこと。
- (6) 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が単価 30 万円以上の機械、器具その他の財産がある場合は、この号本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。

(安全管理の取組の明記)

第 8 条 補助事業者は、機能 B を有する保育業務支援システムを導入する場合には、適切な登園及び降園の管理が行われるよう、第 2 条第 1 号に掲げる施設にあっては岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年岐阜県

条例第90号)第6条の2第1項の規定に基づき策定する安全計画に、第2条第2号に掲げる施設にあっては認定こども園法第27条において読み替えて準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第27条の規定に基づき策定する学校安全計画に、第2条第3号に掲げる事業所にあっては各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第29号)第7条の2第1項の規定に基づき策定する安全計画に、それぞれ当該保育業務支援システムを活用した安全管理の取組について明記するものとする。

(実施報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添付し、補助対象年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 保育業務支援システムの導入又はその利用環境の整備に係る領収書及び内訳書
- (2) 保育業務支援システムの納品書
- (3) 保育業務支援システムの仕様書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定による補助事業の実施報告のほか、保育業務支援システムの導入効果等について、市長が別に定める期日までに市長に報告しなければならない。

(縮減経費の使途)

第10条 補助事業者は、保育業務支援システムの導入により経費の縮減が生じた場合には、当該縮減された経費を保育士等の処遇の改善等に充てるものとする。

(導入効果等の発信)

第11条 補助事業者は、情報通信技術の活用に係る取組及び保育業務支援システムの導入効果等を保護者等に積極的に発信するよう努めなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日決裁)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市私立保育所等におけるICT化推進事業費補助金交付要綱の規

定は、令和５年度以後の予算に係る各務原市私立保育所等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金について適用する。

附 則（令和６年１２月１１日決裁）

- この要綱は、決裁の日から施行する。
- 改正後の各務原市私立保育所等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金交付要綱の規定は、令和６年度以後の予算に係る各務原市私立保育所等におけるＩＣＴ化推進事業費補助金について適用する。

別表（第５条関係）

補助事業の区分		補助基準額
端末購入等の有無	導入する保育業務支援システム	
端末購入を行うもの	補助対象機能を１つ有するもの	７０万円
	補助対象機能を２つ有するもの	９０万円
	補助対象機能を３つ有するもの	１１０万円
	補助対象機能を４つ有するもの	１３０万円
端末購入等を行わないもの	補助対象機能を１つ有するもの	２０万円
	補助対象機能を２つ有するもの	４０万円
	補助対象機能を３つ有するもの	６０万円
	補助対象機能を４つ有するもの	８０万円

別記様式（第 6 条関係）

各務原市私立保育所等における I C T 化推進事業計画書

1	施 設 又 は 事 業 所 の 名 称	
2	施 設 又 は 事 業 所 の 所 在 地	〒 ー
3	事 業 内 容	
4	導入等に要する費用	円
5	導 入 日 （ 予 定 ）	年 月 日